

# I センターの概要

## 1. 設置目的

市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項に規定する施設として設置。

消費者啓発・消費生活相談・情報の収集と提供・消費者の自主活動の支援等、総合的な消費者施策を実施。

### (1) 名 称

伊丹市立消費生活センター

### (2) 所 在 地

伊丹市宮ノ前2丁目2番2号 伊丹商工プラザ1階

TEL：072-772-0261（事務）

072-775-1298（相談専用）

FAX：072-775-3811

### (3) 利用時間

〈開館時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

〈相談時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時15分

〈休 日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）



消費生活センター  
(伊丹商工プラザ1階)

## 2. 沿革

昭和47年4月	消費生活センターの設置および管理に関する条例の制定 市民福祉部 消費生活センター（消費生活係）
昭和48年 1月	消費生活センター 社会経済会館内に開所
昭和49年 4月	組織改正により経済労働部に変更 消費生活センター（消費生活係）
昭和55年 4月	組織改正により生活文化部に変更 消費生活センター（消費生活対策係）
昭和61年 6月	文化会館内へ移転（社会経済会館の廃止による）
平成 2年 4月	組織改正により市民文化部 女性・青少年課 消費生活センター
平成 6年 4月	組織改正により生活環境部 生活創造課 消費生活センター
平成 7年12月	労働福祉会館内へ移転（伊丹市立文化会館の改築による）
平成11年 5月	中央3丁目3番9号へ移転（労働福祉会館の改築による）
平成12年 4月	組織改正によりみどり環境部 生活創造課 消費生活センター
平成13年 4月	組織改正によりみどり環境部 消費生活センター 市民福祉部市民課中央分室業務が消費生活センターに移管 伊丹商工プラザ（宮ノ前2丁目2番2号）へ移転 愛称：くらしのプラザ
平成18年 4月	組織改正により市民部 消費生活センター
平成21年12月	消費生活センターの設置および管理に関する条例を消費生活センター条例 に改正
平成23年 4月	組織改正により市民自治部 まちづくり室 消費生活センター
令和 4年 4月	組織改正により市民自治部 市民サービス室 消費生活センター

## 3. 組 織（令和4年4月1日現在）

市民自治部市民サービス室消費生活センター

所長1名、事務職員2名

消費生活相談員6名

市民課分室業務担当職員5名

#### 4. 事業と経費

##### (1) 消費者啓発事業 (2, 543千円)

###### ○消費生活講座の実施

- ・くらしの講座
- ・中学校への出前講座
- ・ライフステージ別消費者トラブル防止講座
- ・小学生向け消費者トラブル防止講座
- ・消費生活サポーターフォローアップ講座

等

###### ○情報の収集と提供

- ・市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載
- ・市バス車内ポスター掲出
- ・コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発ちらしを同封
- ・メールマガジンの配信
- ・市内の学校へ啓発ポスターの配付
- ・訪問販売お断りステッカーの配付
- ・市内転入者へ啓発リーフレット等を配付
- ・神戸新聞への記事掲載
- ・ホームページによる啓発
- ・消費生活情報コーナーを活用した啓発
- ・啓発パンフレット等の作成

等

##### (2) 消費生活相談事業 (16, 892千円)

- 消費生活相談員による相談受付・苦情の処理のあっせん

##### (3) 消費者団体活動支援事業 (249千円)

- 伊丹消費者協会の活動支援

##### (4) 消費生活センターの管理運営 (6, 651千円)

合 計 2 6, 3 3 5 千 円

## II 事業概要

### 1. 消費者啓発事業

#### (1) 消費生活講座等の実施

##### ①くらしの講座

開催回数： 4回

受講者数： 58人

	開催日	テーマ	講師	参加者数
1	令和3年 12月4日	小学生向けお金の講座 「おかねミーティング1」	ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	小学生16人 保護者 6人
2	令和3年 12月11日	小学生向けお金の講座 「おかねミーティング2」	ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	小学生13人 保護者 6人
3	令和4年 1月22日	休日消費生活講座 「フリマアプリってなあに？」	ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	14人
4	令和4年 1月31日	夜間消費生活講座 「かしこい商品選択 ～表示に惑わされないために～」	公正取引委員会 近畿中国四国事務所取引課	3人



おかねミーティング



フリマアプリってなあに？



かしこい商品選択

##### ②中学校への出前講座

消費生活センターの消費生活相談員が赴き、「契約」や「成年年齢の引き下げ」等について、実際の相談事例を交えながら解説。

開催回数： 33回（33クラス）

受講者数： 1,256人

学校		受講者数(人)
笹原中学校2年生	3クラス	123
笹原中学校3年生	4クラス	148
天王寺川中学校2年生	7クラス	277
天王寺川中学校3年生	8クラス	287
南中学校3年生	6クラス	219
荒牧中学校2年生	5クラス	202



### ③ライフステージ別消費者トラブル防止講座

ライフステージに合わせた内容の講座を実施。  
 すぐろくや替え歌等を取り入れ、悪質業者の手口や対処法を学ぶ、  
 参加型の講座。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数： 9回  
 受講者数：217人  
 委託先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）



悪質業者に強くなる講座

	対象者	メニュー	受講者数(人)
1	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	成長と共に「危ない！」は変わる	15
2	民生児童委員・自治協議会	悪質業者に強くなる講座	39
3	光明町女性部	悪質業者にまけんぞう！スゴロク	12
4	伊丹・摂陽地域包括支援センター	忙しい日の食生活	13
5	荻野 婦人部会	悪質業者に強くなる講座	23
6	西台ほがらかクラブ	悪質業者に強くなる講座	16
7	伊丹校区民生児童委員	相談しよう！ひとりじゃない	59
8	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	成長と共に「危ない！」は変わる	15
9	明林クラブ	悪質業者に強くなる講座	25

### ④小学生向け消費者トラブル防止講座

夏休み期間を利用し、児童クラブを対象に講座を実施。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数： 2回  
 受講者数：52人  
 委託先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）

	対象者	メニュー	受講者数(人)
1	昆陽里児童クラブ	かしこく使おう！ネットとゲーム	26
2	昆陽里児童クラブ	かしこく使おう！ネットとゲーム	26



### ⑤消費生活サポーターフォローアップ講座（公募型協働事業・市民提案型）

令和2年度に実施した、サポーター養成講座の受講者を対象としたフォローアップ講座を実施。  
 （オープン講座は一般参加あり）（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数：2回（令和3年7月15日、12月15日）  
 場 所：東りいたみホール、伊丹商工プラザ  
 受講者数：22人  
 委 託 先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）



## (2) 情報の収集と提供

### ①市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載

相談の多い事例を「消費生活Q&A」と題して市広報紙に掲載。

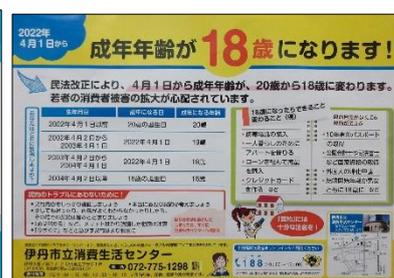
掲載号	内容
令和3年 4月15日号	成年年齢の引き下げまであと1年！ 一人で悩まずに気軽に消費生活センターへ 「訪問買い取り」すぐに物品を渡さなくても大丈夫 令和2年度消費生活センターの相談状況 自分に合った携帯電話のプランを～ガラケーからスマホへ サブスクリプションサービス
6月15日号	
8月15日号	
10月15日号	
12月15日号	
令和4年 2月15日号	

### ②市バス車内ポスター掲出

令和3年10月～12月、  
令和4年1月～3月、市バス全車  
93台に、消費者啓発ポスターを  
掲出。



10月～12月



1月～3月

### ③コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発ちらしを同封

高齢者が安心して消費生活を営めるよう支援することを目的として、伊丹市、尼崎市、宝塚市と生活協同組合コープこうべが連携。高齢消費者の被害防止に係る啓発活動に取り組むため、平成25年3月21日に協定を締結。

平成25年4月より、コープこうべが実施している夕食用の弁当宅配サービス「まいくる」の配布時に、月1回、啓発ちらしを添付。

令和3年度は3,841枚(2,935世帯)配布。

年度	配布枚数	延べ世帯数
平成25年度	1,775枚	1,350世帯
平成26年度	1,930枚	1,385世帯
平成27年度	2,590枚	1,710世帯
平成28年度	2,694枚	2,069世帯
平成29年度	2,983枚	2,402世帯
平成30年度	3,199枚	2,364世帯
平成31年度	3,487枚	2,702世帯
令和2年度	3,754枚	2,836世帯
令和3年度	3,841枚	2,935世帯



啓発ちらし付宅配夕食弁当

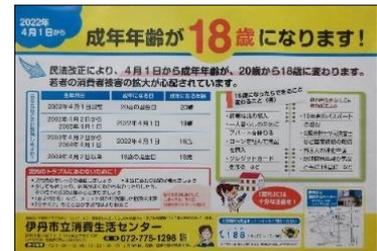
#### ④メールマガジンの配信

平成25年7月より「伊丹市消費生活情報メールマガジン」の配信を開始。  
令和3年度は32回、延べ56,032人に配信。

年度	号数	延べ配信人数
平成25年度	1～32号	4,529人
平成26年度	33～65号	12,541人
平成27年度	66～97号	17,182人
平成28年度	98～131号	25,111人
平成29年度	132～166号	30,892人
平成30年度	167～196号	33,156人
平成31年度	197～223号	34,707人
令和2年度	224～249号	49,457人
令和3年度	250～281号	56,032人

#### ⑤市内の学校へ啓発ポスターの配付

令和3年12月 市内17小学校、8中学校、特別支援学校、  
市立高校へポスター「成年年齢が18歳になります」を配付。



#### ⑥訪問販売お断りステッカーの配付

令和元年7月から、市まちづくり推進課に加え、  
市民課支所分室、人権啓発センターに配置し、希望者に配付。



#### ⑦市内転入者へ啓発リーフレット等を配付

平成26年9月から、市内転入者へ消費生活センター案内リーフレット、訪問販売お断りステッカー、啓発冊子を配布。

#### ⑧神戸新聞への記事掲載

神戸新聞社が神戸新聞朝刊に月2回掲載している「消費者トラブルQ&A」に記事を提供。

掲載記事：実在する事業者をかたるSMSに注意！  
掲載日：令和3年9月22日

#### ⑨ホームページによる啓発

消費者トラブルの事例や消費者関連法律等を取り上げた消費者啓発情報のほか、戸籍の謄抄本、住民票の写し等の発行や、市税等の収納を行う市民サービスコーナーについての情報提供。

### ⑩消費生活情報コーナーを活用した啓発

消費者トラブル事例やイベント情報等の掲示、消費生活に関する様々なリーフレットの配置等、タイムリーな情報を自由に入手できる消費生活情報コーナーを常設。



### ⑪啓発パンフレット等の作成

啓発パンフレット等を作成し啓発に活用。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ちょっと待ってその電話メール、詐欺かも  | 1,000部 |
| あなたの大切な老後の資金が狙われています | 1,050部 |
| 1から学ぶ消費者のこと          | 1,500部 |
| スマホトラブル防止ルールブック      | 2,000部 |

